

(仮称)和歌山市手話言語を確立する条例案及び(仮称)障害者の  
コミュニケーションを支援する条例案の作成に係る意見交換会  
の趣旨並びに今後の運営方法及びスケジュール

1. 条例制定の趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が平成25年6月に成立し平成28年4月から施行されることを受け、本市において障害者差別の解消に向けた取り組みを本格化させる中、具体的施策の第一段階として、両条例を制定し、障害者差別解消への向けた環境整備を図るものです。

2. 背景

障害者の権利に関する条約が2006年(平成18年)に国連で採択され、2007年に日本も条約に署名し、条約の批准に向けて国内法の整備が行われてきました。

その一環として障害者基本法が改正され、手話も言語として定義されたことから、全国の自治体で手話の普及や手話を言語とする認識を広めるための条例が制定されてきています。平成27年3月末現在、都道府県レベルで3自治体、市町村レベルで15自治体、合わせて18の自治体がいわゆる「手話言語条例」を制定しています。なお、和歌山市議会において平成26年6月に「手話言語法(仮称)」制定をともめる意見書が決議され国に提出されています。

また、改正障害者基本法では同時に、すべての障害者に意思疎通のための手段の確保と選択の機会拡大が図られるものと規定され、障害のある人の意思疎通のための手段を支援することが法に規定された合理的配慮提供に係ることであると考えています。

3. 条例の位置づけ

以上のように、今回検討する条例案は障害者基本法、障害者差別解消法に規定された合理的配慮提供の法的義務に係る行政の制度支援として位置づけられます。

また、今後の本市の障害者福祉施策の包括的な指針としての障害者差別解消全般に係る条例の整備を検討していますが、今回の意見交換会で検討をお願いする条例案と並行して行っていくことにしています。

#### 4. 今後の検討会の運営及びスケジュール

(1) 第1回意見交換会 平成27年7月23日(木) 19:00~20:30

ア 参加団体等紹介

イ 趣旨説明

ウ 意見交換会の運営スケジュール

エ 資料説明

(ア) 明石市の条例について

(イ) 和歌山市聴覚障害者協会の提出資料について

オ 各団体の意見表明及び質疑

(2) 第2回意見交換会 平成27年8月20日(木) 19:00~20:30

ア 事前ヒアリングのまとめ(課題及びその対策)

イ 条例案骨子提示

ウ 意見交換及び質疑

(3) 第3回意見交換会 平成27年9月17日(木) 19:00~20:30

ア 条例案の趣旨及び要綱提示

イ 意見交換及び質疑

(4) 第4回意見交換会 平成27年10月29日(木) 19:00~20:30

ア 条例案の提示

イ 意見交換及び質疑

## 関係法令の抜粋

### ○障害者の権利に関する条約

(日本政府公定訳) 2014年1月20日公布

第2条(定義) この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

### 第21条(表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会)

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

## ○障害者基本法（改正 平成23年8月）

（地域における共生等）

### 第3条

- 3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### 第22条（情報の利用におけるバリアフリー化等）

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
- 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。